

# 令和4年3月16日:主管課長会議資料 資料5 障害保健福祉関係主管課長会議資料(令和4年3月)抜粋

## 15 障害児支援について

### (3) 医療的ケア児等とその家族への支援施策について

#### ① 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律について

令和3年6月18日に公布された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が同年9月18日に施行された。

同法第14条では、都道府県は医療的ケア児支援センターを設置することができることが規定された。これは、

- ・ 医療的ケア児等に対して行う相談支援に係る「情報の集約点」になること、
  - ・ どこに相談をすれば良いか分からない状況にある医療的ケア児の家族等からの相談をまずしっかりと受け止め、関係機関と連携して対応すること、
  - ・ 医療的ケア児等に対する、医療、保健、福祉、教育、労働等の多機関にまたがる支援の調整について、中核的な役割を果たすこと
- といった役割を期待して規定されたものである。

なお、令和4年度予算案では、「医療的ケア児等総合支援事業」について、都道府県が医療的ケア児支援センターに医療的ケア児等コーディネーターを配置して、センターの業務を行うことを補助対象とすることとしており、各都道府県においては、本事業も活用しつつ、センターの積極的な設置について願います。

また、本法第2条第1項において、「医療的ケア」とは、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいうと規定されたが、この規定は、「医療的ケア」に係る「医療行為」の範囲を変更したものではないことに留意していただきたい。【関連資料3】

#### ② 医療的ケア児等総合支援事業について

医療的ケア児とその家族へ適切な支援が提供されるよう総合的に調整等を行う医療的ケア児等コーディネーターの配置や、地方自治体における協議の場の設置など地方自治体の支援体制の充実を図るとともに、医療的ケア児とその家族の日中の居場所作りや活動の支援を総合的に実施するために令和元年度に創設した「医療的ケア児等総合支援事業」については、令和4年度予算案の内容を「令和4年度医療的ケア児等総合支援事業の実施要綱(案)等について」(令和3年12月24日付け事務連絡)でお知らせしており、当該事務連絡も参考に事業の実施について検討をお願いします。

【関連資料4】

### ③ 医療的ケア児支援センター開設支援事業について

運営する上で必要な備品購入費等に要する費用を補助することにより、都道府県における医療的ケア児支援センターの開設を促進し、医療的ケア児を適切な支援に繋げる体制を速やかに構築するため、令和3年度補正予算において「医療的ケア児支援センター開設支援事業」を創設した。

本事業については、予算の一部を令和4年度に繰越す予定である。次年度に改めて本補助事業の協議を行う予定であるため、令和3年度に本補助事業を活用していない都道府県においても活用いただき、医療的ケア児支援センターの早期開設について検討をお願いします。【関連資料5】

### ④ NICU等から退院した障害児への支給決定等について

医療的ケア児が障害福祉サービス等を利用する場合、現状では、介助の必要性や障害の程度の把握のために「5領域11項目」の調査を行うこととしている。しかし、NICU等から退院し在宅生活をスタートする時期から乳幼児期（特に0～2歳）の医療的ケア児については、自治体職員による「5領域11項目」の調査のみでは、通常<sup>1</sup>の発達の範囲（乳幼児として通常想定される範囲）として介助を要する<sup>2</sup>のか、医療的ケアの原因である内部障害等により通常<sup>1</sup>の発達の範囲を超える介助を要する状態であるのか、判断が難しい。

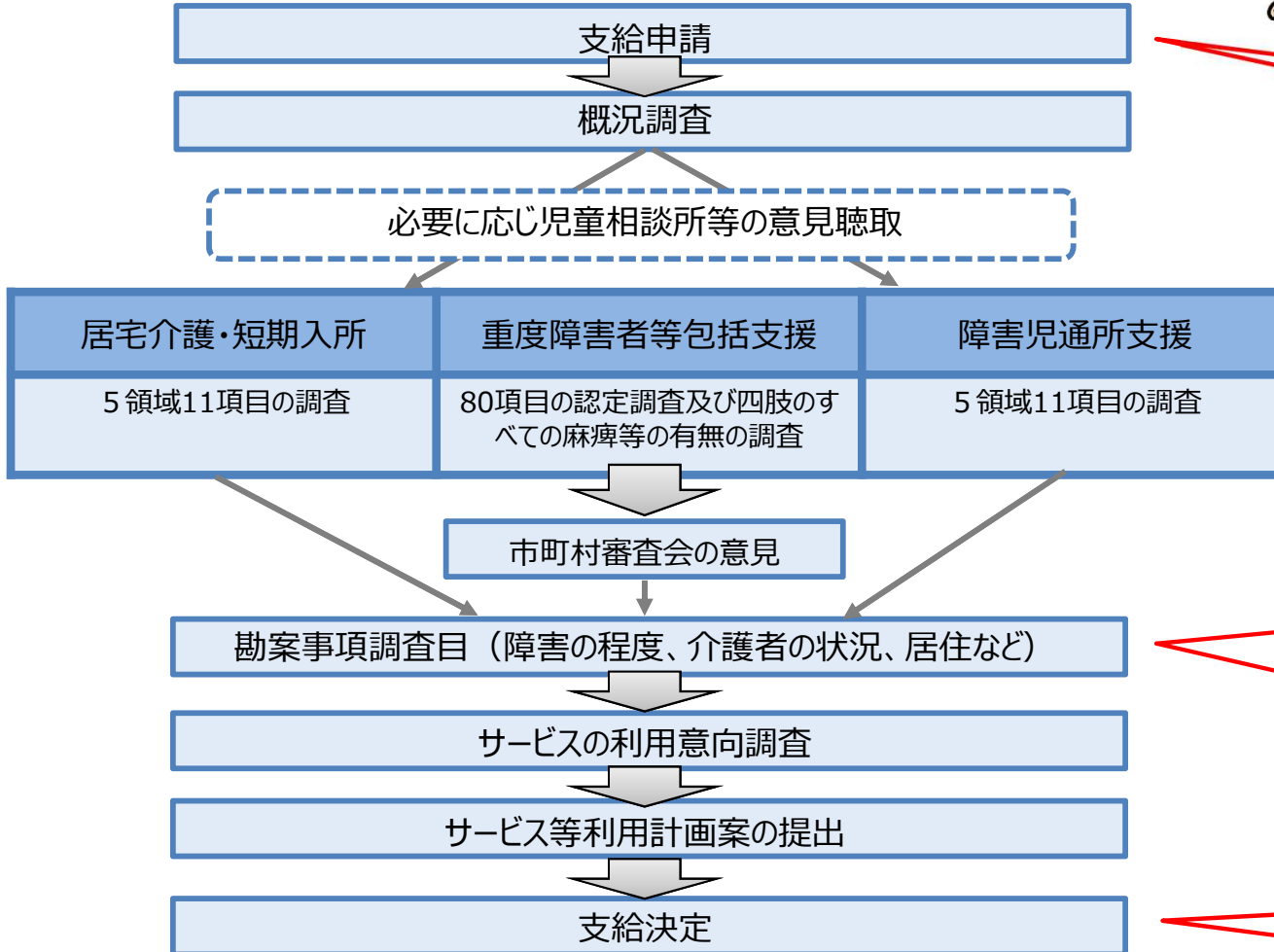
こうした自治体における障害児の支給決定事務の課題を踏まえ、令和3年4月に「介護給付費等の支給決定等について」（平成19年3月23日障発0323002号）等を改正し、障害の程度の判断にあたっては、医療的ケアの新判定スコアも用いることとし、医療的ケアの原因である内部障害等により通常<sup>1</sup>の発達の範囲を超える介助を要する状態にあるかどうか（障害福祉サービスの必要性の有無）について、医師の判断を活用することとした。

また、障害児の支給決定等にあたっては、従来から、必ずしも身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている必要はないこととしているが、手帳が無ければ支給決定を受けられない、医療的ケアスコアでは支給決定を受けられないとの声が寄せられている。

このため、支給決定等にあたっては5領域11項目の調査に加えて医療的ケアの新判定スコアの調査を行った上で、両調査の結果を踏まえて支給の要否及び支給量を決定していただくようお願いします。具体的な支給決定方法については、「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」等でお示ししており、本見直しの趣旨を踏まえて対応いただきたい。【関連資料6】

- 医療的ケア児が障害福祉サービス等を利用する場合、現状では、介助の必要性や障害の程度の把握のために「5領域11項目」の調査を行うこととしている。しかし、NICU等から退院し在宅生活をスタートする時期から乳幼児期（特に0～2歳）の医療的ケア児については、自治体職員による「5領域11項目」の調査のみでは、通常の発達の範囲として介助を要しているのか、医療的ケアの原因である内部障害等により通常の発達を超える介助を要する状態であるのか、判断が難しい。
- こうした自治体における障害児の支給決定事務の課題を踏まえ、障害の程度の判断にあたっては、医療的ケアの新判定スコアも用いることとし、医療的ケアの原因である内部障害等により通常の発達を超える介助を要する状態にある旨の医師の判断を活用することとする。支給決定にあたっては5領域11項目等の調査に加えて医療的ケアの新判定スコアの調査を行った上で、両調査の結果を踏まえて支給の要否及び支給量の決定を行う。

## 【従来の支給決定のフロー】



## 【退院直後の医療的ケア児の場合の対応】

支給申請にあたり、保護者は従来の申請に必要な書類に加えて、医療的ケアの新判定スコア（医師による記入）を提出する。



医療的ケアの新判定スコア（医師による記入）による調査を活用し、医療的ケアの原因である内部障害等により通常の発達を超える介助を要する状態にあることを勘案する。

受給者証の交付にあたっては、利用するサービスに応じて医療的ケア区分等を記載する。

# 障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について(事務連絡)

## 抜粋

### 第2 通所給付決定の事務

#### Ⅲ 通所給付決定

##### 1 通所給付決定の際の勘案事項

###### (1) 通所給付決定の際の勘案事項(則第18条の10)

① 当該申請に係る障害児の障害の種類及び程度その他の心身の状態※ 介助の必要性や障害の程度の把握のために、5領域11項目の調査(別表1)を行う。また、NICU等退院直後の医療的ケア児については、5領域11項目の調査に加えて医療的ケアの判定スコアの調査(別表2)における医師の判断を踏まえて支給の要否及び支給量を決定する。ただし、通所給付決定を行う保護者が判定スコアの調査を望まない場合は、これを省略できるものとする。

別表1 障害児の調査項目(5領域11項目)

別表2 医療的ケアの判定スコアの調査

###### (2) 当該事項を勘案事項として定める趣旨

① 当該申請に係る障害児の障害の種類及び程度その他の心身の状態障害の種類及び程度の勘案に際しては、当該障害児の身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳に記載されている障害の状況のみに着目するのではなく、障害があるがゆえに日常生活を営むのに支障をきたしている状況等を含めて勘案する。NICU等退院直後の医療的ケア児に対し、障害児通所給付費等の支給要否決定を行うに当たっては、5領域11項目の調査のみでは、医療的ケア児の障害の程度が通常の発達においても必要である介助等を要する状態であるのか、内部障害等に起因する医療的ケアにより通常の発達を超える介助等を要する状態であるか否かの判断が困難である。そのため、医療的ケアの判定スコアの調査項目欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である場合は、通常の発達を超える介助等を要するものとして通所給付決定を行うこととして差し支えない。(略)

###### ② 当該申請に係る障害児の介護を行う者の状況

保護者の有無、年齢、心身の状況及び就労状況等を勘案して、入所による支援が適当か、通所による支援が適当か等を判断することを想定している。

なお、当該事項は、介護を行う者がいる場合に障害児通所給付費等の支給を行わないという趣旨ではない。NICU等退院直後の医療的ケア児の属する家庭においては、一般的に在宅移行時における介護者の負担や、医療的ケアのために24時間の対応を行っている状況等が想定されるため丁寧に聞き取りを行うこと。

# 医療的ケア及び医療的ケアスコアについて

医療的ケア(診療の補助行為)	基本スコア		基本スコア	見守りスコア			見守りスコアの基準(目安)		
	日中	夜間		高	中	低	見守り高の場合	見守り中の場合	見守り低の場合(0点)
1 人工呼吸器(鼻マスク式補助換気法、ハイフローセラピー、間歇的陽圧吸入法、排痰補助装置、高頻度胸壁振動装置を含む)の管理 注)人工呼吸器及び括弧内の装置等のうち、いずれか一つに該当する場合にカウントする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	10点	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	自発呼吸がない等のために人工呼吸器抜去等の人工呼吸器トラブルに対して直ちに対応する必要がある場合(2点)	直ちにはないがおおむね15分以内に対応する必要がある場合(1点)	それ以外の場合
2 気管切開の管理 注)人工呼吸器と気管切開の両方を持つ場合は、気管切開の見守りスコアを加点しない。(人工呼吸器10点+人工呼吸器見守り0点+気管切開8点)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	8点	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	自発呼吸がほとんどない等ために気管切開カニューレ抜去に対して直ちに対応する必要がある場合(2点)		それ以外の場合
3 鼻咽頭エアウェイの管理	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	5点	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	上気道狭窄が著明なためにエアウェイ抜去に対して直ちに対応する必要がある場合(1点)		それ以外の場合
4 酸素療法	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	8点	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	酸素投与中止にて短時間のうちに健康及び患者の生命に対して悪影響がもたらされる場合(1点)		それ以外の場合
5 吸引(口鼻腔・気管内吸引)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	8点	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	自発運動等により吸引の実施が困難な場合(1点)		それ以外の場合
6 ネブライザーの管理	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	3点	/					
7 経管栄養	(1) 経鼻胃管、胃瘻、経鼻腸管、経胃瘻腸管、腸瘻、食道瘻		<input type="checkbox"/>	8点	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	自発運動等により栄養管を抜去する/損傷させる可能性がある場合(2点)		それ以外の場合
	(2) 持続経管注入ポンプ使用		<input type="checkbox"/>	3点	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	自発運動等により注入ポンプを倒す可能性がある場合(1点)		それ以外の場合
8 中心静脈カテーテルの管理(中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬など)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	8点	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	自発運動等により中心静脈カテーテルを抜去する可能性がある場合(2点)		それ以外の場合
9 皮下注射 注)いずれか一つを選択	(1) 皮下注射(インスリン、麻薬など)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	5点	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	自発運動等により皮下注射を安全に実施できない場合(1点)	それ以外の場合
	(2) 持続皮下注射ポンプ使用		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	3点	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	自発運動等により持続皮下注射ポンプを抜去する可能性がある場合(1点)	それ以外の場合
10 血糖測定(持続血糖測定器による血糖測定を含む) 注)インスリン持続皮下注射ポンプと持続血糖測定器とが連動している場合は血糖測定の項目を加点しない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	3点	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	血糖測定とその後の対応が頻回に必要な可能性がある場合(1点)		それ以外の場合
11 継続的な透析(血液透析、腹膜透析を含む)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	8点	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	自発運動等により透析カテーテルを抜去する可能性がある場合(2点)		それ以外の場合
12 導尿 注)いずれか一つを選択	(1) 利用時間中の間欠的導尿		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	5点	/			
	(2) 持続的導尿(尿道留置カテーテル、膀胱瘻、腎瘻、尿路ストーマ)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	3点	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	自発運動等により持続的導尿カテーテルを抜去する可能性がある場合(1点)	
13 排便管理 注)いずれか一つを選択	(1) 消化管ストーマ		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	5点	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	自発運動等により消化管ストーマを抜去する可能性がある場合(1点)	それ以外の場合
	(2) 摘便、洗腸		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	5点	/			
	(3) 浣腸		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	3点	/			
14 痙攣時の座薬挿入、吸引、酸素投与、迷走神経刺激装置の作動等の処置 注)医師から発作時の対応として上記処置の指示があり、過去概ね1年以内に発作の既往がある場合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	3点	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	痙攣が10分以上重積する可能性や短時間のうちに何度も繰り返す可能性が高い場合(2点)		それ以外の場合

14項目の基本スコアと見守りスコアの合計が医療的ケアスコアとなる。